

令和 7 年 度

第 73 回 定 時 社 員 総 会

令和 7 年 6 月 3 日 (火) 午後 1 時
ホテルグランヒルズ静岡
5 階 センチュリールーム

公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会

定 時 社 員 総 会 次 第

1 開 会

2 理事長挨拶

3 私立学校教育振興功労知事表彰状の授与

4 理事長、園長永年勤続表彰状の授与

5 来賓祝辞

6 議長選出

7 議事録署名人選出

8 議 事

(1) 決議事項

第1号議案 令和6年度事業報告及び財務状況報告

第2号議案 合併契約の承認

第3号議案 定款の一部改正

第4号議案 運営規則の一部改正

第5号議案 会計監査人の選任

第6号議案 外部理事及び外部監事の報酬に関する規程

(2) 報告事項

社員の入退会など

9 閉 会

目 次

《決議事項》

第1号議案	令和6年度事業報告及び財務状況報告	1
第2号議案	合併契約の承認	17
第3号議案	定款の一部改正	18
第4号議案	運営規則の一部改正	28
第5号議案	会計監査人の選任	44
第6号議案	外部理事及び外部監事の報酬に関する規程	45

《報告事項》

社員の入退会など	46
----------	----

《表彰》

令和6年 秋の叙勲 受章者	47
令和7年度 私立学校教育振興功労知事表彰受賞者	48
令和7年度 永年勤続表彰受賞者（理事長、園長）	49

I 公益目的事業 1 私立幼稚園教育の充実及び振興を図る事業

1 教職員研修・研究事業

幼児教育における子どもの豊かな育ちについて研修・研究を深めるとともに、幼児教育に関わる者を支援し、家庭や地域における教育力の向上と幼児教育の振興・発展に寄与することを目的として、以下の事業を行った。

教職員の多忙化等を踏まえ、より学びやすい研修環境づくりを進めるため、会場型（中央、分散）や配信型（動画配信、同時配信）の多様な研修形態の導入や、教職員がキャリアステージに応じて自ら選択し主体的に研修ができるよう各分野にわたる研修を積極的に実施した。

（1）教職員のスキルアップに寄与する各種研修会（研修委員会）

① 基本研修

実践的指導力と使命感を養うとともに、何事にも意欲的かつ能動的に取り組む姿勢を育て、幅広い知見の習得を目指す「初任者研修」、園経営を担う理事長・園長等の更なる資質向上を図る「理事長・園長等研修」を行った。

ア 初任者研修

初任者教員を対象に、その職務の遂行に必要な実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見と私学人としての在り方を学ぶため初任者研修会を5回にわたって開催した。

イ 理事長・園長等研修

時代を見据えた園を創造するためのトップマネジメントを担う理事長、園長等の更なる資質向上のため、教育・経営に関する専門講師を招聘して今後の園の在り方や地域で果たす役割等についての研修会を開催した。

第1回 令和6年6月3日（月） ホテルグランヒルズ静岡

第2回 令和7年2月26日（水） ホテルグランヒルズ静岡

② 専門研修

教員や職員（栄養職員、各種事務職員）が、各キャリアステージに応じて身に付けたい資質・能力を主体的に学ぶため、（一財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構の「保育者としての資質向上研修俯瞰図」を参考に研修を実施した。各教職員が必要な研修を受講しやすい環境を提供するため、動画配信型研修を積極的に取り入れながら以下の研修を開催した。

ア フレッシュ研修（動画配信）

基本的なスキルアップを図る研修（概ね1～2年の保育者を想定）。

イ ミドル研修（集合会場、後日動画配信）

基本的なスキルアップを図る研修（概ね3～5年位の保育者を想定）。

ウ ミドルリーダー研修（集合会場、後日動画配信）

主にマネジメントやファシリテーション等のスキルアップを図る研修（概ね5年以上保育者を想定）。

エ リーダー研修（動画配信）

主にマネジメントやファシリテーション等のスキルアップを図る研修（主任者や園長を想定）。

オ 特別支援教育研修（サテライト会場型）

特別支援教育に関する理解、知識、研究、実践を深め、日常保育の質の向上を図る研修。

カ 乳幼児教育研修（動画配信）

0～2歳児の発達段階を含め、子どもたちが適切に発達課題を達成するためには、どのような環境や援助が必要か、乳幼児の発達理論に基づいた研修。

キ 安全管理・危機管理研修（集合会場・後日動画配信）

安全管理・危機管理の推進と防災・防犯・感染症などの対策の充実を図るための研修。

ク 幼児教育の理解・発展推進事業（静岡県協議会）（集合会場）

幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸問題等についての研修。

③ 特別研修

教員が具体的な特定目的に沿った課題について専門の講師による指導を受け、問題を発見する能力や課題を解決する能力など、自らの資質の向上を図るため、自主的に参加する研修を実施した。

ア 保育の質の向上を目指した公開保育による研修

園の保育を広く公開し、公開保育に参加した他園の教員とその日の保育を中心として協議し合うことは、自園の良さを再確認し、これから取り組むべき課題を明らかにするために大変有効である。そこで、加盟園の中から公開保育実施園を指定し、コーディネーターの支援を受けながら公開保育を実施することによって、実施園の保育の質の向上と公開保育に参加する教員の資質向上を図った。

・実施園：静岡聖母幼稚園、やよい幼稚園、山名幼稚園

イ 実技指導研修会

各地区で開催する実技指導研修会に助成し、地区における教育活動の推進・活性化を図った。

（各地区に30万円助成）

（2）幼児教育の質の向上に寄与する研究等（研修委員会）

① 調査・研究事業

ア 幼児教育の理解・発展推進事業（中央協議会）

幼児教育に関する講演等に参加するとともに、都道府県協議会の成果の発表交換、教育課程実施に伴う諸問題について研究協議し、幼児教育の向上を図った。

イ 調査・研究プロジェクト

○ 園行事の取り組みと子どもの育ちについて考えるプロジェクト（令和6・7年度）

園で行われる様々な行事は、子どもの感性や情緒を育み、豊かな育ちを助長するものでなくてはならない。そこで、行事の教育的価値をしっかりと検討し、園生活の自然な流れの中で生活の変化や潤いを与え子どもが主体的に楽しく活動できるようにするための工夫や、それを通して、どのように子どもの育ちをとらえていったらいいのかについて研究した。

② 幼稚園教諭免許法認定講習推進事業

幼稚園教諭一種免許状認定夏期講習（5単位×2年）を開設する静岡県教育委員会と連携し、効率的な一種免許状への上進を促進した。

開催時期	会 場（受講者数）
8月1～2日、5～8日、 19～22日	静岡大学（20人）

2 健全経営等推進事業

幼児教育環境が大きく変化する中で、地域の幼児教育機関としての私立幼稚園・認定こども園が役割と責任を果たし、信頼され発展していくためには、基盤となる経営の健全性を確保することが重要である。そこで、経営基盤を維持・向上し、将来に亘って健全経営と教育目的を果たしていけるよう以下の事業を行った。

（1）トップマネジメントの支援（経営研究委員会ほか）

① 理事長・園長等研修会（再掲：I 1（1）①イ）（研修委員会）

時代を見据えた園を創造するためのトップマネジメントを担う理事長・園長等の更なる資質向上のため、教育・経営に関する専門講師を招聘して今後の園の在り方や地域で果たす役割等について研修した。

② 経営者向け情報の提供

子ども・子育て支援新制度の施行や少子化の進行などに伴い、園を取り巻く状況変化が著しいことから、加盟園の経営形態を踏まえながら、園経営を支援するための情報をわかりやすく、きめ細かく提供した。

ア 静私幼だより通信（経営者向け）

園経営に関する各種制度の創設や改正、統計数値などについて、各園（経営者）の理解を促進し、的確な制度利用等を支援するため、解説や補足説明などを加えた「静私幼だより通信（経営者向け）」を作成し、協会HPへの掲載により随時発信した。

イ 行政関連情報の収集・提供

各市町の私立幼稚園・認定こども園に対する助成制度や0歳児から5歳児までの年齢別住民登録人数などについて調査し、収集した情報を協会HPへ掲載するとともに情報提供した。

ウ 経営関連情報の提供

全日本私立幼稚園連合会が実施する経営実態調査の県内データを活用し、加盟園の経営関連状況を取りまとめ、協会HPへの掲載等により情報提供した。

③ 園経営を支援する諸活動など

ア 行政との連携、要望活動など

(ア) 静岡県私学振興大会の開催（三役・地区長会）

私立学校の振興等を目的に、静岡県（副知事など）や静岡県議会（議長や私学振興議員連盟）参加のもと、他の私学団体（小・中・高校、専修・各種専門学校）と協力して「静岡県私学振興大会」を開催した。

- ・令和6年11月13日（水） ホテルグランヒルズ静岡
- ・参加者 私立学校関係者約1,000人

イ 園の安全管理の向上

(ア) 安全管理・危機管理の推進と防災・防犯・感染症などの対策の充実を図るための研修を開催した。（再掲）

(イ) 各園で策定している防災（危機管理）マニュアル等の教職員・保護者への十分な周知を促進した。

ウ 地区活動の推進と地域社会との連携（三役・地区長会）

(ア) 加盟園の多様なニーズに的確に対応していくためには、地区の活動基盤の強化が必要なことから、現在の園数規模が大きく異なる11地区を、概ね30園規模となるよう6地区に統合した。

(イ) 統合後の地区長を理事とすることにより、地区活動の情報共有化や地区からの提案・要望を振興協会の運営に反映した。

(ウ) 各地区（6地区）は関係市町との意見交換や要望活動を積極的に行った。加盟園の振興に関する地区活動の推進を図るため費用を助成した。（各地区に総額120万円を助成）

(エ) 各園は地域防災教育推進会議等に積極的に参加し、地域防災との連携を図った。各地域で市町の防災担当課や専門家などと協力し防災講座等園の安全管理に関する研修を実施した。

エ 静私幼要覧の作成

振興協会の各種事業実績や調査結果をまとめた要覧（PDF）を作成し、HPに掲載することにより、加盟園と情報共有を図り、行政機関や国、県の議員等との協議・提案の基礎資料として活用した。

（2）人材確保の支援（人材確保・育成委員会）

質の高い幼児教育を継続して提供していくためには、教職員人材の確保が必要不可欠なことから、学生に対する幼稚園教員等の魅力の発信や教員養成校との密接な関係の構築、就職フェアなどを行った。

① 学生等求職者向け情報の提供

- ・学生の利用率が高い動画・写真系SNS（インスタグラム、X、TikTok）を活用し、私立幼稚園・認定こども園で働く魅力を発信した。また、通勤通学者を対象とした情報発信として、県内主要駅への人材募集広告の掲載を行った。（厚生労働省助成金活用）

- ・ 中学生・高校生の就職希望者の拡大を図るため、各園の学生の受け入れ（職場体験）や教員養成機関の情報を掲載したパンフレットを作成した。

② 教員養成機関との連携強化

将来に亘り優秀な教員を確保し、また園が学生にとって魅力ある職場となるよう、県内外の教員養成校との意見交換会を開催した。新規教員採用にかかる講演会と講演内容を踏まえたグループ協議により、活発な意見交換を行った。

・開催日：令和7年1月20日（月） ・会 場：グランディエールブクトーカイ

③ 学生等とのマッチング機会の提供

就職を希望する学生等と園とのマッチング機会を積極的に提供するため、東部・中部・西部の各地区が地域の実情を踏まえながら開催する就職フェアに対し助成した。

東部会場 3月25日（火）（会場 プラサヴェルデ）
中部会場 3月27日（木）（会場 清水テルサ）
西部会場 3月26日（水）（会場 アクトシティ浜松）

（3）人材の育成（人材確保・育成委員会）

① 後継者の育成

将来に亘って園の健全な経営と教育目的を果たしていくため、次世代の幼児教育を担い、将来のリーダーとして活躍が期待される若い人材を対象に育成研修・交流会等を行った。

研修会名	開催年月日	会 場
次世代リーダー養成研修会	令和7年2月17日（月）	JR 静岡駅ビルパルシェ会議室

II 公益目的事業2 地域の子育てを支援する事業

子どもの最善の利益のため、さらなる幼児教育の振興を進め、幼児教育・保育実践の中心的な役割を果たし、「こどもが豊かに育つ権利」を家庭や地域社会に訴え続け、以下の事業を行った。

1 子育て家庭向け情報の提供等（子育て支援委員会）

子育て家庭を支援する各種制度や社会的活動、地域の幼児教育センターとしての振興協会の事業紹介（子育てフェア、子育て支援カウンセラー等）など、様々な視点から子育て家庭を支援する情報を「子育て情報コラム」として協会HPへの掲載などにより発信した。

2 子育て家庭を支援する諸活動（子育て支援委員会）

（1）子育てフェア、すこやか子育て相談等

「子育てフェア」「すこやか子育て相談」等を地区協会が企画運営し、子育て世代の交流を図り、家族の絆や地域の子育て力の向上を進めるとともに、幼児教育の重要性和魅力を発信した。

（各地区に総額 5,966,500 円を助成）

(2) 子育て支援カウンセラー

各地区において「子育て支援カウンセラー」による子育て相談を実施し、保護者の子育て相談や悩みの解消、子どもの問題行動や発達相談、また、教職員等のコンサルテーションや園の子育て支援のカンファレンスを行い、子どもの健やかな成長を支えた。

相談件数 1,999 件 相談時間 1,033 時間

(3) 心身障害児等就園保育助成事業

私立幼稚園等障害児教育助成（県事業）を補完するため、特別な配慮が必要な心身障害児が 1 人のみ在園している園（園児数 80 人以上に限る。）に対して、園児一人月額 2,500 円（年額 30,000 円）を助成した。（本助成により私学経常費助成で最大 75 万円の加算）

助成対象 4 園、 助成額 120,000 円

Ⅲ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

1 教職員福利厚生事業（事務局）

振興協会慶弔規程に基づき、教職員に結婚・出産等祝い金や災害見舞金等を支給した。

対象者 222 人 支給額 1,725,000 円

Ⅳ 社員総会・理事会等の開催状況

1 社員総会

【第 72 回 定時社員総会】

日 時 令和 6 年 6 月 3 日（月）9 時 45 分

会 場 ホテルグランヒルズ静岡 5 階センチュリールーム

出席者数 社員総数 172 人 出席者 154 人（内委任状 102 人）、欠席者 18 人

議 事 第 1 号議案 令和 5 年度事業報告及び財務状況報告

第 2 号議案 役員の選任

報 告 公益社団法人の認定、社員の退会など

2 理事会

【第 1 回】

日 時 令和 6 年 5 月 15 日（水）15 時

会 場 静岡県私学会館 5 階大会議室

出席者数 理事総数 22 人、出席理事 19 人、出席監事 2 人

議 事 第 1 号議案 令和 5 年度事業報告及び財務状況報告

第 2 号議案 役員候補者の選任

第 3 号議案 定時社員総会の招集

報 告 令和 6 年度私学振興功労知事表彰受賞者、永年勤続表彰受賞者
公益社団法人の認定など

【第2回】

日 時 令和6年6月3日（月）11時
会 場 ホテルグランヒルズ静岡 5階センチュリールーム
出席者数 理事総数15人、出席理事14人、出席監事2人
議 事 第1号議案 理事長、副理事長の選任
第2号議案 地区長の委嘱
第3号議案 常置委員会委員長の選任
第4号議案 常置委員会等委員の選任

【第3回】

日 時 令和6年12月11日（水）14時
会 場 静岡県私学会館5階大会議室
出席者数 理事総数15人、出席理事15人、出席監事2人
議 事 協議事項 令和7年度事業計画案
報告事項 令和6年秋の叙勲受章者
公益認定法の改正

【第4回】

日 時 令和7年2月18日（火）15時
会 場 静岡県私学会館5階大会議室
出席者数 理事総数15人、出席理事15人、出席監事2人
議 事 第1号議案 令和7年度事業計画及び収支予算
第2号議案 合併契約の締結
第3号議案 社員の退会
報 告 職務執行状況の報告
県の組織改正等

3 監事監査

【令和6年度監査会】

日 時 令和6年5月10日（金）15時
会 場 静岡県私学会館4階会議室
執 行 者 監事 柿野 敏和
監事 相田 芳久

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益			
特定資産(貸付金)受取利息	715,230	1,078,065	△ 362,835
特定資産(貸付事業積立資産)受取利息	52,467,168	49,215,362	3,251,806
特定資産(財務調整)受取利息	478	443	35
特定資産売却益	41,013,450		41,013,450
特定資産評価益	0	19,837,701	△ 19,837,701
特定資産運用益計	94,196,326	70,131,571	24,064,755
受取会費			
会員受取会費	34,664,040	36,616,760	△ 1,952,720
研修等受取会費	175,000	898,000	△ 723,000
受取会費計	34,839,040	37,514,760	△ 2,675,720
受取補助金等			
受取県費補助金振替額	10,056,658	10,056,658	0
受取国庫補助金等	3,515,000	8,188,000	△ 4,673,000
受取補助金等計	13,571,658	18,244,658	△ 4,673,000
雑収益			
受取利息	6,369	576	5,793
雑収益	710,200	540,400	169,800
雑収益計	716,569	540,976	175,593
経常収益計	143,323,593	126,431,965	16,891,628
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	24,155,367	16,728,479	7,426,888
臨時雇賃金	1,761,255	1,330,484	430,771
賞与		5,444,371	△ 5,444,371
法定福利費	4,671,373	3,661,563	1,009,810
退職給付費用		168,000	△ 168,000
福利厚生費	90,015	441,090	△ 351,075
特定資産評価損	34,096,296		34,096,296
旅費交通費	3,068,610	5,508,500	△ 2,439,890
通信運搬費	398,592	411,977	△ 13,385
建物減価償却費	1,371,438	1,462,868	△ 91,430
建物付属設備減価償却費	653,709	579,458	74,251
什器備品減価償却費	261,891	250,655	11,236
ソフトウェア償却費	559,626	379,340	180,286
消耗什器備品費	92,500		92,500
消耗品費	520,937	574,205	△ 53,268
印刷製本費	337,757	2,319,371	△ 1,981,614
光熱水料費	271,893		271,893
賃借料	3,951,107	5,319,600	△ 1,368,493
保険料	18,522	25,756	△ 7,234
諸謝金	7,810,100	8,685,486	△ 875,386
租税公課	2,000	7,547,326	△ 7,545,326
支払負担金	973,946		973,946
支払助成金	11,066,500	11,011,737	54,763
委託費	4,803,497	10,493,210	△ 5,689,713
会議費	164,794	440,723	△ 275,929
教材費		64,984	△ 64,984
慶弔費	1,725,000	1,560,000	165,000
支払手数料	331,073	195,195	135,878
雑費	84,117	117,652	△ 33,535
事業費計	103,241,915	84,722,030	18,519,885

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
管理費			
給料手当	3,086,349	2,339,181	747,168
臨時雇賃金	195,695	147,831	47,864
賞与		863,470	△ 863,470
法定福利費	651,494	987,496	△ 336,002
退職給付費用		213,000	△ 213,000
福利厚生費	141,260	172,740	△ 31,480
会議費	1,741,141	1,662,269	78,872
交際費	142,500	215,000	△ 72,500
旅費交通費	43,680	39,365	4,315
通信運搬費	126,607	210,811	△ 84,204
建物減価償却費	457,146	365,716	91,430
建物付属設備減価償却費	217,902	144,865	73,037
什器備品減価償却費	69,442	52,959	16,483
ソフトウェア償却費	186,541	94,833	91,708
消耗什器備品費	20,680		20,680
消耗品費	173,201	169,147	4,054
修繕費	68,200	70,400	△ 2,200
印刷製本費	66,285	134,390	△ 68,105
光熱水料費	90,630	484,738	△ 394,108
賃借料	487,569	1,302,261	△ 814,692
保険料	6,174	4,940	1,234
租税公課	73,370	72,702	668
委託費	1,595,505	1,543,641	51,864
支払負担金	95,000	95,000	0
支払手数料	67,622	158,782	△ 91,160
管理諸費	67,930	550	67,380
雑費	23,083	17,398	5,685
管理費計	9,895,006	11,563,485	△ 1,668,479
経常費用計	113,136,921	96,285,515	16,851,406
評価損益等調整前当期経常増減額	30,186,672	30,146,450	40,222
当期経常増減額	30,186,672	30,146,450	40,222
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
その他経常外費用			
固定資産除却損	8	0	8
経常外費用計	8	0	8
当期経常外増減額	△ 8	0	△ 8
当期一般正味財産増減額	30,186,664	30,146,450	40,214
一般正味財産期首残高	1,238,958,599	1,208,812,149	30,146,450
一般正味財産期末残高	1,269,145,263	1,238,958,599	30,186,664
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
受取事業費補助金(指)	9,850,000	9,850,000	0
受取補助金等計	9,850,000	9,850,000	0
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	10,056,658	10,056,658	0
当期指定正味財産増減額	△ 206,658	△ 206,658	0
指定正味財産期首残高	293,554,498	293,761,156	△ 206,658
指定正味財産期末残高	293,347,840	293,554,498	△ 206,658
III 正味財産期末残高	1,562,493,103	1,532,513,097	29,980,006

正味財産増減計算書内訳表
令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会

科目	公益目的事業						法人会計	合計
	(公1) 私立幼稚園教育の充実と振興を図る事業			(公2) 地域の子育 てを支援する事業	公益目的事業 合計	その他事業 教職員福利厚生 事業		
	(公1-1) 教職員研修・研究事業	(公1-2) 健全経営等推進事業	(公1) 小計					
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
特定資産運用益								
特定資産(貸付金)受取利息		715,230	715,230					715,230
特定資産(貸付事業積立資産)受取利息		52,467,168	52,467,168					52,467,168
特定資産(財務調整)受取利息								478
特定資産売却益		41,013,450	41,013,450					41,013,450
特定資産運用益計		94,195,848	94,195,848					94,196,326
受取会費								
会員受取会費	1,726,618	1,726,617	3,453,235		13,878,785		17,332,020	34,664,040
研修等受取会費	175,000		175,000					175,000
受取会費計	1,901,618	1,726,617	3,628,235		13,878,785		17,332,020	34,839,040
受取補助金等								
受取県費補助金振替額	5,000,000	2,350,000	7,350,000		2,500,000		206,658	10,056,658
受取国庫補助金等		3,515,000	3,515,000					3,515,000
受取補助金等計	5,000,000	5,865,000	10,865,000		2,500,000		206,658	13,571,658
雑収益								
受取利息							6,369	6,369
雑収益計							710,200	710,200
経常収益計	6,901,618	101,787,465	108,689,083		16,378,785		716,569	143,323,593
(2) 経常費用								
事業費								
給料手当	11,460,099	6,534,137	17,994,236		5,867,285	293,846		24,155,367
臨時雇賃金	1,761,255		1,761,255					1,761,255
法定福利費	2,398,003	1,126,325	3,524,328		1,092,633	54,412		4,671,373
福利厚生費	44,337	23,097	67,434		21,550	1,031		90,015
特定資産評価損		34,096,296	34,096,296					34,096,296
旅費交通費	1,674,290	783,830	2,458,120		610,490			3,068,610
通信運搬費	134,508	137,476	271,984		126,608			398,592
建物減価償却費	457,146	457,146	914,292		457,146			1,371,438
建物付属設備減価償却費	217,903	217,903	435,806		217,903			653,709
什器備品減価償却費	123,006	69,443	192,449		69,442			261,891
ソフトウェア償却費	186,542	186,542	373,084		186,542			559,626
消耗什器備品費	92,500		92,500					92,500
消耗品費	190,855	165,041	355,896		165,041			520,937
印刷製本費	107,286	168,586	275,872		61,885			337,757
光熱水料費	90,631	90,631	181,262		90,631			271,893
賃借料	2,753,009	706,929	3,459,938		491,169			3,951,107
保険料	6,174	6,174	12,348		6,174			18,522
諸謝金	2,472,152	155,918	2,628,070		5,182,030			7,810,100
租税公課		2,000	2,000					2,000
支払負担金		973,946	973,946					973,946
支払助成金	1,800,000	1,200,000	3,000,000		8,066,500			11,066,500
委託費	269,363	3,912,772	4,182,135		621,362			4,803,497
会議費	134,003	18,643	152,646		12,148			164,794
慶弔費								
支払手数料	75,928	58,988	134,916		108,047			1,725,000
雑費	49,989	32,121	82,110		2,007			88,110
事業費計	26,498,979	51,123,944	77,622,923		23,456,593	2,162,399	0	103,241,915

科目	公益目的事業						法人会計	合計
	(公1)私立幼稚園教育の充実と振興を図る事業				その他事業	教職員福利厚生事業		
	(公1)私立幼稚園教育の充実と振興を図る事業			公益目的事業合計				
	(公1-1)教職員研修・研究事業	(公1-2)健全経営等推進事業	(公1)小計					
管理費								
給料手当							3,086,349	3,086,349
臨時雇賃金							195,695	195,695
法定福利費							651,494	651,494
福利厚生費							141,260	141,260
会議費							1,741,141	1,741,141
交際費							142,500	142,500
旅費交通費							43,680	43,680
通信運搬費							126,607	126,607
建物減価償却費							457,146	457,146
建物付属設備減価償却費							217,902	217,902
什器備品減価償却費							69,442	69,442
ソフトウェア償却費							186,541	186,541
消耗什器備品費							20,680	20,680
消耗品費							173,201	173,201
修繕費							68,200	68,200
印刷製本費							66,285	66,285
光熱水料費							90,630	90,630
賃借料							487,569	487,569
保険料							6,174	6,174
租税公課							73,370	73,370
委託費							1,595,505	1,595,505
支払負担金							95,000	95,000
支払手数料							67,622	67,622
管理諸費							67,930	67,930
雑費							23,083	23,083
管理費計	26,498,979	51,123,944	77,622,923	23,456,593	101,079,516		9,895,006	9,895,006
経常費用計	△ 19,597,361	50,663,521	31,066,160	△ 7,077,808	23,988,352	2,162,399	9,895,006	113,136,921
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 19,597,361	50,663,521	31,066,160	△ 7,077,808	23,988,352	△ 2,162,399	8,360,719	30,186,672
当期経常増減額	△ 19,597,361	50,663,521	31,066,160	△ 7,077,808	23,988,352	△ 2,162,399	8,360,719	30,186,672
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
経常外収益計								
(2) 経常外費用								
その他経常外費用							8	8
固定資産除却損							8	8
経常外費用計							△ 8	△ 8
当期経常外増減額	△ 19,597,361	50,663,521	31,066,160	△ 7,077,808	23,988,352	△ 2,162,399	8,360,711	30,186,664
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 19,597,361	50,663,521	31,066,160	△ 7,077,808	23,988,352	△ 2,162,399	8,360,711	30,186,664
当期一般正味財産増減額	△ 19,597,361	50,663,521	31,066,160	△ 7,077,808	23,988,352	△ 2,162,399	8,360,711	30,186,664
一般正味財産期首残高	△ 19,597,361	50,663,521	31,066,160	△ 7,077,808	23,988,352	△ 31,072,864	1,270,031,463	1,238,958,599
一般正味財産期末残高						△ 33,235,263	1,278,392,174	1,269,145,263
指定正味財産増減の部								
受取補助金等	5,000,000	2,350,000	7,350,000	2,500,000	9,850,000			9,850,000
受取事業費補助金(指)	5,000,000	2,350,000	7,350,000	2,500,000	9,850,000			9,850,000
受取補助金等計	5,000,000	2,350,000	7,350,000	2,500,000	9,850,000			9,850,000
一般正味財産への振替額	0	0	7,350,000	2,500,000	9,850,000		206,658	10,056,658
一般正味財産への振替額	0	0	7,350,000	2,500,000	9,850,000		△ 206,658	△ 206,658
当期指定正味財産増減額	0	0	7,350,000	2,500,000	9,850,000		293,554,498	293,554,498
指定正味財産期首残高							293,347,840	293,347,840
指定正味財産期末残高	△ 19,597,361	50,663,521	31,066,160	△ 7,077,808	23,988,352	△ 33,235,263	1,571,740,014	1,562,493,103
正味財産期末残高								

貸借対照表
令和 7年 3月31日現在

公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	12,015,583	15,400,705	△ 3,385,122
未収金	13,365,000	9,850,000	3,515,000
貯蔵品	10,308	10,308	0
前払金	5,315		5,315
立替金	3,300	0	3,300
流動資産合計	25,399,506	25,261,013	138,493
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
長期貸付金 (特)	48,765,000	81,300,000	△ 32,535,000
退職給付引当資産(特)	1,020,441	708,000	312,441
建物減価償却引当資産(特)	25,761,052	23,932,468	1,828,584
貸付事業積立預金 (普通預金)	150,432,926	203,410,379	△ 52,977,453
貸付事業積立預金 (有価証券)	0	143,945,096	△ 143,945,096
貸付事業積立預金 (投資有価証券)	1,843,319,333	1,595,238,583	248,080,750
特定資産合計	2,069,298,752	2,048,534,526	20,764,226
(2) その他固定資産			
建物	65,016,320	66,844,904	△ 1,828,584
建物付属設備	11,460,665	9,784,676	1,675,989
什器備品	383,537	433,058	△ 49,521
ソフトウェア	1,679,407	2,425,574	△ 746,167
定期預金	27,000,000	27,000,000	0
その他固定資産合計	105,539,929	106,488,212	△ 948,283
固定資産合計	2,174,838,681	2,155,022,738	19,815,943
資産合計	2,200,238,187	2,180,283,751	19,954,436
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,578,990	1,460,913	118,077
前受金	66,000	33,000	33,000
預り金	192,147	38,200	153,947
賞与引当金	2,661,266	1,829,171	832,095
流動負債合計	4,498,403	3,361,284	1,137,119
2. 固定負債			
協会預り金	632,226,240	643,701,370	△ 11,475,130
退職給付引当金	1,020,441	708,000	312,441
固定負債合計	633,246,681	644,409,370	△ 11,162,689
負債合計	637,745,084	647,770,654	△ 10,025,570
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
基金造成費補助金	284,000,000	284,000,000	0
寄付金	9,347,840	9,554,498	△ 206,658
指定正味財産合計	293,347,840	293,554,498	△ 206,658
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
2. 一般正味財産	1,269,145,263	1,238,958,599	30,186,664
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
正味財産合計	1,562,493,103	1,532,513,097	29,980,006
負債及び正味財産合計	2,200,238,187	2,180,283,751	19,954,436

財産目録
令和 7年 3月31日現在

公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・数量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金預金			12,015,583
		静岡銀行 本店	運転資金として	11,840,759
		三井住友信託銀行 静岡中央支店	同上	174,824
	未収金		県補助金他	13,365,000
	貯蔵品		外国通貨等	10,308
	前払金		経費前払い	5,315
	立替金		関連団体経費立替	3,300
流動資産合計				25,399,506
(固定資産)				
特定資産	退職給付引当資産			1,020,441
		静岡銀行 本店	退職手当資金の給付に備えた財源	1,020,441
	建物減価償却引当資産			25,761,052
		三井住友信託銀行 静岡中央支店	建物再建築に備えた財源	25,761,052
	貸付事業積立資産			2,042,517,259
	普通預金	静岡銀行 本店	健全経営推進事業に使用している	150,432,926
	満期保有目的の有価証券			1,843,319,333
	ゴールドマンサックス 2027年 3月23日満期	同上	同上	200,000,000
	ゴールドマンサックス 2045年 8月10日満期	同上	同上	200,000,000
	ドイツ銀行ロンドン支店 2047年 5月24日満期	同上	同上	200,000,000
	ドイツ銀行ロンドン支店 2047年 8月16日満期	同上	同上	200,000,000
	ビー・エヌ・ビー・バリバ 2038年 4月12日満期	同上	同上	100,000,000
	ポーランド共和国 第7回 2037年11月16日満期	同上	同上	95,283,485
	モルガンスタンレービーブイ 2036年 7月22日満期	同上	同上	100,000,000
	セブン&アイ・ホールディングス 2025年12月19日満期	同上	同上	200,459,429
	シティGRグローバルマーケット 2042年 8月 4日満期	同上	同上	100,000,000
	パークレイズ・バンクPLC 2032年 6月21日満期	同上	同上	100,000,000
	フォルクスワーゲンFS 2025年 6月20日満期	同上	同上	99,851,091
	東京電力リニューアブルパワー 2034年 2月28日満期	同上	同上	97,725,328
	シティGRグローバルマーケット 2044年 7月25日満期	同上	同上	150,000,000
	貸付事業資産			48,765,000
	長期貸付金	各貸付先会員幼稚園	貸付事業に使用している	48,765,000
特定資産合計				2,069,298,752
その他固定資産	建物	静岡市葵区		65,016,320
	建物付属設備	同上		11,460,665
	什器備品	同上		383,537
	ソフトウェア	同上		1,679,407
	定期預金	三井住友信託銀行 静岡中央支店		27,000,000
その他固定資産合計				105,539,929
固定資産合計				2,174,838,681
資産合計				2,200,238,187
(流動負債)				
	未払金		3月分経費他	1,578,990
	前受金		令和7年度分HP広告費	66,000
	預り金		退職職員分共済掛金	192,147
	賞与引当金		翌期賞与に係る4か月分の引当金	2,661,266
流動負債合計				4,498,403
(固定負債)				
	退職給付引当金		退職手当資金の給付に備えた引当金	1,020,441
	協会預り金		社員からの預り金	632,226,240
固定負債合計				633,246,681
負債合計				637,745,084
正味財産				1,562,493,103

財務諸表に対する注記

1 この財務諸表は、「公益法人会計基準」(平成20年4月11日平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)に基づいて作成した。

2 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法
(イ) 建物及びソフトウェア
定額法によっている。
(ロ) 什器備品
定率法によっている。

(3) 引当金の計上基準
退職給付引当金
期末退職手当の自己都合支給額に相当する金額を計上している。
賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、当期に帰属する期間の支給見込み額を計上している。

(4) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	708,000	312,441	0	1,020,441
建物減価償却引当資産	23,932,468	1,828,584	0	25,761,052
貸付金	81,300,000	0	32,535,000	48,765,000
貸付事業積立資産	1,942,594,058	485,269,954	434,111,753	1,993,752,259
小 計	2,048,534,526	487,410,979	466,646,753	2,069,298,752
合計	2,048,534,526	487,410,979	466,646,753	2,069,298,752

4 特定資産の財源の内訳

特定資産の財源の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	うち指定正味財産 からの充当額	うち一般正味財産 からの充当額	うち負債に対応 する額
特定資産				
退職手当引当資産	1,020,441	0	0	1,020,441
建物減価償却引当資産	25,761,052	9,347,840	16,413,212	0
貸付金	48,765,000	48,765,000	0	0
貸付事業積立資産	1,993,752,259	235,235,000	1,126,291,019	632,226,240
小 計	2,069,298,752	293,347,840	1,142,704,231	633,246,681
合計	2,069,298,752	293,347,840	1,142,704,231	633,246,681

5 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期除却額	当期末残高
建物	101,588,000	36,571,680	0	65,016,320
建物付属設備	13,358,400	1,897,735	0	11,460,665
什器備品	2,550,570	2,167,033	0	383,537
ソフトウェア	3,821,400	2,141,993	0	1,679,407
合計	121,318,370	42,778,441	0	78,539,929

6 満期保有目的の債券・帳簿価額の内訳並びに時価、評価損益
満期保有目的債権の内訳並びに帳簿価額、時価、評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	帳簿価額	時価	評価損益
ビー・エヌ・ビー・バリバ	100,000,000	83,170,000	△ 16,830,000
ポーランド共和国 第7回	95,283,485	102,350,000	7,066,515
ゴールドマンサックスグループ	200,000,000	209,620,000	9,620,000
ゴールドマンサックスグループ	200,000,000	169,160,000	△ 30,840,000
モルガンスタンレービーバイ	100,000,000	99,500,000	△ 500,000
ドイツ銀行ロンドン支店	200,000,000	189,260,000	△ 10,740,000
ドイツ銀行ロンドン支店	200,000,000	186,400,000	△ 13,600,000
セブン&アイ・ホールディングス	200,459,429	199,080,000	△ 1,379,429
シティGRグローバルマーケット	100,000,000	89,070,000	△ 10,930,000
パークレイズ・バンクPLC	100,000,000	95,030,000	△ 4,970,000
フォルクスワーゲンFS	99,851,091	99,750,000	△ 101,091
東京電力リニューアブルパワー	97,725,328	93,350,000	△ 4,375,328
シティGRグローバルマーケット	150,000,000	134,475,000	△ 15,525,000
合計	1,843,319,333	1,750,215,000	△ 93,104,333

上記の外国債は、償還日において額面100%の価額で償還されるものである。

上記の時価は、決算日現在において償還期限前売却をした場合の時価である。

7 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、法人運営の財源の一部を運用益によって賄うため、一般債、仕組債などの複合金融商品により資産運用する。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資金融商品は、一般債や仕組債であり、発行体の信用リスク、市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスク)を保有している。なお、仕組債(1,200,000,000円)は、中途解約が制約されていることにより、満期到来までに資金化することが困難な流動性に乏しい性質を持っている。

(3) 金融商品のリスクに係る管理体制

① 資産運用の取引の決定

金融商品の取引は、当法人の理事長及び副理事長で構成する会議で決定する。また、債券購入にあたっては、事前に資産運用検討部会で金融商品の検討を行う。

② 信用リスクの管理

一般債及び仕組債などの複合金融商品については、発行体の信用情報や時価等の状況を定期的に把握し、理事長及び副理事長で構成する会議に報告する。

8 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
地方公共団体補助金						
会館建設費補助金		9,554,498	0	206,658	9,347,840	指定正味財産
貸付基金造成費補助金	静岡県	284,000,000	0	0	284,000,000	指定正味財産
私立学校経営支援事業費補助金		0	2,350,000	2,350,000	0	一般正味財産
私立学校教職員研修事業費補助金		0	5,000,000	5,000,000	0	一般正味財産
私立幼稚園幼児教育センター事業費補助金		0	2,500,000	2,500,000	0	一般正味財産
働き方改革推進支援助成金	静岡労働局	0	3,515,000	3,515,000	0	一般正味財産
合計		293,554,498	13,365,000	13,571,658	293,347,840	—

9 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定財産から一般財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内容	金額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	206,658
私立学校経営支援事業費補助金の振替額	2,350,000
私立学校教職員研修事業費補助金の振替額	5,000,000
私立幼稚園幼児教育センター事業費補助金の振替額	2,500,000

10 関連当事者との取引の内容

該当なし。

11 重要な後発事象

該当なし。

12 その他

特になし。

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 12 日

公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会

理事長 千葉 一道 様

公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会

監事 田中 邦昌



監事 相田 芳久



監事相田芳久と田中邦昌は、公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会に関する令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの業務の実施状況及び財務状況について、法令及び定款に基づき監査を行いましたので、次のとおり報告します。

1 監査の方法及び概要

- (1) 会計監査については、帳簿及び関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討しました。
- (2) 業務監査については、理事会に出席し、理事からの報告を聴取し、関係書類の閲覧等を行い、業務執行の妥当性を検討しました。

2 監査意見

- (1) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致しており、法人の財務状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 事業報告の内容は、事実に従い、公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会の状況を正しく示しているものと認めます。

また、理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上

第 2 号議案 合併契約の承認

公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団との間で締結した合併契約について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 251 条第 1 項の規定に基づき承認する。

1 合併契約の内容

（1）合併の形式

公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会を吸収合併存続法人、公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団を吸収合併消滅法人として合併する。

（2）効力発生日

令和 8 年 4 月 1 日

（3）法人名称の変更

効力発生日から、吸収合併存続法人の名称を「公益社団法人静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会」に変更する。

（4）法人財産の承継

公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会は、効力発生日において、公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団の資産、負債その他の権利義務の全部を承継する。

2 合併契約締結日 令和 7 年 3 月 3 日

第3号議案 定款の一部改正

公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団との合併等に伴い、下記のとおり定款の一部を改正する。

(下線部分が変更箇所)

改正案	現 行
公益財団法人静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会定款 第1章 総則 (名称) 第1条 当法人は、公益財団法人静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会と称する。 (事務所) 第2条 (略) 第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 当法人は、静岡県内における私立幼稚園・認定こども園の教育・保育の充実及び振興並びに地域の子育てを支援するための事業を行い、もって乳幼児の健全な育成を図ることを目的とする。 (事業) 第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 教職員の研修及び研究のための事業 (2) 園の健全な経営を推進するための事業 (3) 地域の子育て支援のための事業 (4) 退職手当の資金を給付する事業 (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	公益財団法人静岡県私立幼稚園振興協会定款 第1章 総則 (名称) 第1条 当法人は、公益財団法人静岡県私立幼稚園振興協会と称する。 (事務所) 第2条 (略) 第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 当法人は、静岡県内における私立幼稚園教育の充実及び振興並びに地域の子育てを支援するための事業を行い、もって<u>幼児</u>の健全な育成を図ることを目的とする。 (事業) 第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 教職員の研修及び研究のための事業 (2) 地域の子育て支援のための事業 (3) <u>私立幼稚園</u>の健全な経営を推進するための事業 (新設) (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

改正案	現 行
第 3 章 社員 (社員の資格の取得) 第 5 条 当法人の社員は、静岡県内に私立幼稚園又は認定こども園を設置する学校法人（既に社員である学校法人以外の法人を含む。）で、当法人の目的に賛同して、入会したものであるとする。 2 (略) (経費の負担) 第 6 条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額の会費を支払わなければならない。 2 第 4 条第 4 号の事業（退職手当の資金を給付する事業）に参加する社員等は、同事業に要する費用に充てるため、社員総会において別に定める負担金を毎月支払わなければならない。 (任意退会) 第 7 条 (略) 2～3 (略) (除名) 第 8 条 (略) 2 (略) (社員資格の喪失) 第 9 条 (略) 2 (略)	第 3 章 社員 (社員の資格の取得) 第 5 条 当法人の社員は、静岡県内に私立幼稚園（子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号に規定されている園児（以下、「1 号児」という。）の定員が認められている認定こども園を含む。）を設置する法人で、当法人の目的に賛同して、入会したものであるとする。 2 (略) (経費の負担) 第 6 条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額の会費を支払わなければならない。 (新設) (任意退会) 第 7 条 (略) 2～3 (略) (除名) 第 8 条 (略) 2 (略) (社員資格の喪失) 第 9 条 (略) 2 (略)

改正案	現 行
第 4 章 社員総会 (構成) 第 10 条 (略) (権限) 第 11 条 社員総会は、次の事項について決議する。 (1) 社員の除名 (2) 理事、監事及び<u>会計監査人の選任又は解任</u> (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び<u>活動計算書の承認</u> (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催) 第 12 条 (略) (招集) 第 13 条 (略) 2 (略) (議長) 第 14 条 (略) (議決権) 第 15 条 (略)	第 4 章 社員総会 (構成) 第 10 条 (略) (権限) 第 11 条 社員総会は、次の事項について決議する。 (1) 社員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び<u>正味財産増減計算書の承認</u> (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催) 第 12 条 (略) (招集) 第 13 条 (略) 2 (略) (議長) 第 14 条 (略) (議決権) 第 15 条 (略)

改正案	現 行
(決議) 第 16 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。 (1) 社員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。<u>理事又は監事の候補者の合計数が第 18 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</u> (議事録) 第 17 条 (略) 2 (略) 第 5 章 役員及び会計監査人 (役員及び会計監査人の設置) 第 18 条 当法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 10 名以上 17 名以内 (2) 監事 3 名以内 2～4 (略)	(決議) 第 16 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。 (1) 社員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。 (議事録) 第 17 条 (略) 2 (略) 第 5 章 役員 (役員の設置) 第 18 条 当法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 10 名以上 15 名以内 (2) 監事 3 名以内 2～4 (略)

(下線部分が変更箇所)

改正案	現 行
5 <u>当法人に会計監査人を置く。</u> (役員及び会計監査人の選任) 第 19 条 <u>理事、監事及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。</u> 2 (略) (理事の職務及び権限) 第 20 条 (略) 2 (略) 3 <u>理事長及び副理事長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、</u> <u>自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</u> (監事の職務及び権限) 第 21 条 (略) 2 (略) (<u>会計監査人の職務及び権限</u>) <u>第 21 条の 2 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借</u> <u>対照表及び活動計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・</u> <u>フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。</u> 2 <u>会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理</u> <u>事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。</u> (1) <u>会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているとき</u> <u>は、当該書面</u> (2) <u>会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されている</u> <u>ときは、当該電磁的記録に記載された事項を法令で定める方法により表</u> <u>示したもの</u>	(新設) (役員の選任) 第 19 条 <u>理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。</u> 2 (略) (理事の職務及び権限) 第 20 条 (略) 2 (略) 3 <u>理事長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の</u> <u>執行の状況を理事会に報告しなければならない。</u> (監事の職務及び権限) 第 21 条 (略) 2 (略) (新設) (新設)

改正案	現 行
(役員及び会計監査人の任期) 第 22 条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。 (役員及び会計監査人の解任) 第 23 条 理事、監事及び会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。 2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、<u>会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集された社員総会に報告するものとする。</u> (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。 (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (役員及び会計監査人の報酬) 第 24 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 15 号に規定する 1 人以上必要とする理事及び同法同条第 16 号に規定する 1 人以上必要とする監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した	(役員の任期) 第 22 条 (略) 2 (略) 3 (略) (新設) (役員解任) 第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。 (新設) (役員報酬) 第 24 条 理事及び監事は、無報酬とする。

改正案	現 行
<u>額を報酬等として支給することができる。</u> 2 <u>会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。</u> (役員の責任の一部免除) 第 25 条 (略) 第 6 章 理事会 第 26 条 (構成) ～第 29 条 (決議) (略) (議事録) 第 30 条 (略) 2 <u>出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</u> 第 7 章 資産及び会計 (事業年度) 第 31 条 (略) (事業計画及び収支予算) 第 32 条 当法人の<u>事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類</u>については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (事業報告及び決算) 第 33 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事	(新設) (役員の責任の一部免除) 第 25 条 (略) 第 6 章 理事会 第 26 条 (構成) ～第 29 条 (決議) (略) (議事録) 第 30 条 (略) 2 <u>理事長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。</u> 第 7 章 資産及び会計 (事業年度) 第 31 条 (略) (事業計画及び収支予算) 第 32 条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (事業報告及び決算) 第 33 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事

改正案	現 行
長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならぬ。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) <u>活動計算書</u> (5) 貸借対照表及び活動計算書の附属明細書 (6) 財産目録 (7) <u>キャッシュ・フロー計算書</u> 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (2) <u>会計監査報告</u> (3) <u>理事及び監事の名簿</u> (4) <u>理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</u> (5) <u>運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち</u>	長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならぬ。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) <u>正味財産増減計算書</u> (5) 貸借対照表及び<u>正味財産増減計算書の附属明細書</u> (6) 財産目録 (新設) (新設) 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (新設) (2) <u>理事及び監事の名簿</u> (新設) (3) <u>運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち</u>

改正案	現 行
重要なものを記載した書類 (削除) (剰余金の処分制限) 第 <u>34</u> 条 (略) 第 8 章 定款の変更及び解散 (定款の変更) 第 <u>35</u> 条 (略) (解散) 第 <u>36</u> 条 (略) (公益認定の取消し等に伴う贈与) 第 <u>37</u> 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 (残余財産の帰属) 第 38 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条	重要なものを記載した書類 (公益目的取得財産残額の算定) 第 34 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 3 号の書類に記載するものとする。 (剰余金の処分制限) 第 <u>35</u> 条 (略) 第 8 章 定款の変更及び解散 (定款の変更) 第 <u>36</u> 条 (略) (解散) 第 <u>37</u> 条 (略) (公益認定の取消し等に伴う贈与) 第 <u>38</u> 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 (残余財産の帰属) 第 39 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条

改正案	現 行
第 <u>20</u> 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 第 9 章 公告の方法 (公告の方法) 第 <u>39</u> 条 (略) 第 10 章 補則 (委任) 第 <u>40</u> 条 (略)	第 <u>17</u> 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 第 9 章 公告の方法 (公告の方法) 第 <u>40</u> 条 (略) 第 10 章 補則 (委任) 第 <u>41</u> 条 (略)

附則 この改正は、公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団との間で締結した合併契約の効力発生日（令和 8 年 4 月 1 日）から施行する。

第 4 号議案 運営規則の一部改正

公益財団法人静岡岡県私立幼稚園退職基金財団との合併等に伴い、次のとおり運営規則の一部を改正する。

(下線部分が変更箇所)

改正案	現 行
公益財団法人静岡岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会運営規則 第 1 章 総則 (趣旨) 第 1 条 この規則は、公益財団法人静岡岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会定款(以下「定款」という。)第 41 条の規定に基づき、公益財団法人静岡岡県私立幼稚園振興協会(以下「当法人」という。)の運営に関する必要な事項を定める。 (業務執行の基本原則) 第 2 条 (略) 第 2 章 組織等 第 1 節 地区及び地区長 (地区及び地区長の委嘱) 第 3 条 (略) 2 (略) (社員・加盟園の地区等への所属) 第 4 条 社員が設置する私立幼稚園、認定こども園、保育所は、別に定める入会申込等により当法人の事業に参加することができる。 2 前項の規定により当法人の事業に参加する園等を加盟園とする。ただし、定款第 4 条第 4 号の退職手当の資金を給付する事業のみに参加する園	公益財団法人静岡岡県私立幼稚園振興協会運営規則 第 1 章 総則 (趣旨) 第 1 条 この規則は、公益財団法人静岡岡県私立幼稚園振興協会定款(以下「定款」という。)第 41 条の規定に基づき、公益財団法人静岡岡県私立幼稚園振興協会(以下「当法人」という。)の運営に関する必要な事項を定める。 (業務執行の基本原則) 第 2 条 (略) 第 2 章 組織等 第 1 節 地区及び地区長 (地区及び地区長の委嘱) 第 3 条 (略) 2 (略) (社員の地区等への所属) (新設) (新設)

(下線部分が変更箇所)

改正案			現 行	
委員会等名	推薦数		委員会等名	推薦数
研修委員会	1 人以内		研修委員会	1 人以内
人材確保・育成委員会	1 人以内		人材確保・育成委員会	1 人以内
子育て支援委員会	1 人以内		子育て支援委員会	1 人以内
経営研究委員会	1 人以内		経営研究委員会	1 人以内
<u>退職手当資金委員会</u>	<u>1 人以内</u>		(新設)	(新設)
三役会	5 人以内		三役会	5 人以内
2 (略)			2 (略)	
第 6 条の 2 (理事長候補者の推薦) ～第 7 条 (監事候補者の推薦) (略)		第 6 条の 2 (理事長候補者の推薦) ～第 7 条 (監事候補者の推薦) (略)		
第 3 節 副理事長の業務分担 (副理事長の業務分担)		第 3 節 副理事長の業務分担 (副理事長の業務分担)		
第 8 条 定款第 18 条第 3 項の副理事長は、定款第 4 条第 1 号から第 5 号までの事業からその一又は二の事業を各副理事長が担当する業務とし、理事会の承認を得て執行の任に当たるものとする。		第 8 条 定款第 18 条第 3 項の副理事長は、定款第 4 条第 1 号から第 4 号までの事業からその一の事業を各副理事長が担当する業務とし、理事会の承認を得て執行の任に当たるものとする。		
第 4 節 (顧問) (略)		第 4 節 (顧問) (略)		
第 5 節 委員会 (常置委員会の設置)		第 5 節 委員会 (常置委員会の設置)		
第 10 条 業務執行の円滑化を図るため、当法人に 5 つの常置委員会を置く。 (1) 研修委員会 (2) 人材確保・育成委員会		第 10 条 業務執行の円滑化を図るため、当法人に 4 つの常置委員会を置く。 (1) 研修委員会 (2) 人材確保・育成委員会		

改正案	現 行
(3) 子育て支援委員会 (4) 経営研修委員会 (5) <u>退職手当資金委員会</u> 2～6 (略) (常置委員会の構成、所管事項等) 第 11 条 前条第 1 項に規定する常置委員会の構成、所管事項及び委員の人数は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>退職手当資金委員会は、委員 6 人以内で構成し、次の事項を所管する。</u> <u>ア 退職手当資金の給付及び造成に関する事項</u> <u>イ 当法人の資金運用管理に関する事項</u> <u>ウ 上記のほか、理事長が指定した事項</u> 2～4 (略) (特別委員会の設置) 第 12 条 (略) (運営委員会の設置) 第 13 条 当法人の運営の円滑化を図るため、理事長、副理事長並びに各常置委員会及び特別委員会の委員長で構成する運営委員会を置く。 2 運営委員会は、当法人の運営に必要な次の事項の調整並びに理事会への建議を行う。 (1) (略) (2) <u>社員総会及び理事会</u>における議案及び決議等の案件に関する事項 (3)～(5) (略)	(3) 子育て支援委員会 (4) 経営研修委員会 (新設) 2～6 (略) (常置委員会の構成、所管事項等) 第 11 条 前条第 1 項に規定する常置委員会の構成、所管事項及び委員の人数は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (新設) 2～4 (略) (特別委員会の設置) 第 12 条 (略) (運営委員会の設置) 第 13 条 当法人の運営の円滑化を図るため、理事長、副理事長並びに各常置委員会及び特別委員会の委員長で構成する運営委員会を置く。 2 運営委員会は、当法人の運営に必要な次の事項の調整並びに理事会への建議を行う。 (1) (略) (2) <u>総会及び理事会</u>における議案及び決議等の案件に関する事項 (3)～(5) (略)

改正案	現 行
3 (略) (三役・地区長会の設置) 第14条 (略) 第6節 災害対策本部 (災害対策本部の設置) 第15条 (略) 第7節 事務局 (事務局の設置) 第16条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局に、事務局長、事務局次長及び事務局参事その他の職員を置く。 ただし、事務局の定員(臨時又は非常勤職員を含む。)は<u>8人</u>とする。 3～6 (略) 第3章 <u>助成及び県補助金の交付</u> 第1節 助成 (助成を行い得る条件) 第17条 (略) (助成の対象事業) 第18条 当法人が助成を行うことができる事業は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 社員が行う<u>加盟園</u>の施設、設備の整備事業 (2) 社員が、市中銀行等から借り入れた借入金に対する利子補給	3 (略) (三役・地区長会の設置) 第14条 (略) 第6節 災害対策本部 (災害対策本部の設置) 第15条 (略) 第7節 事務局 (事務局の設置) 第16条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局に、事務局長、事務局次長及び事務局参事その他の職員を置く。 ただし、事務局の定員(臨時職員を含む。)は<u>7人</u>とする。 3～6 (略) 第3章 <u>業務等</u> 第1節 助成 (助成を行い得る条件) 第17条 (略) (助成の対象事業) 第18条 当法人が助成を行うことができる事業は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 社員が行う<u>幼稚園</u>の施設、設備の整備事業 (2) 社員が、市中銀行等から借り入れた借入金に対する利子補給

(下線部分が変更箇所)

改正案	現 行
(3) 社員が、その設置する<u>加盟園</u>の園児の学費負担を軽減するための措置に要する経費 (4) 教職員の福利厚生その他<u>加盟園の教育・保育</u>の振興上必要と認められる事業を行う団体の行う事業 (5) その他<u>加盟園の教育・保育</u>の振興のため必要なこととして理事会の決議があった事業 第 19 条 (助成についての事業計画) ～第 25 条 (助成金の返還) (略) 第 2 節 県補助金の交付 (県補助金の交付) 第 26 条 (略) 第 4 章 教職員の研修及び福利厚生並びに教育奨励事業 (研修事業) 第 27 条 当法人は、教職員の資質の向上並びに<u>加盟園の教育・保育</u>内容の向上のために研修を行う。 第 28 条 (福利厚生事業) ～第 29 条 (教育奨励事業) (略) 第 5 章 退職手当資金給付事業 第 1 節 総則 (退職手当資金給付事業)	(3) 社員が、その設置する<u>幼稚園</u>の園児の学費負担を軽減するための措置に要する経費 (4) 教職員の福利厚生その他<u>県内私立幼稚園教育</u>の振興上必要と認められる事業を行う団体の行う事業 (5) その他<u>県内私立幼稚園教育</u>振興のため必要なこととして理事会の決議があった事業 第 19 条 (助成についての事業計画) ～第 25 条 (助成金の返還) (略) 第 2 節 県補助金の交付 (県補助金の交付) 第 26 条 (略) 第 3 節 教職員の研修及び福利厚生並びに教育奨励事業 (研修事業) 第 27 条 当法人は、教職員の資質の向上並びに<u>私立幼稚園の教育</u>内容の向上のために研修を行う。 第 28 条 (福利厚生事業) ～第 29 条 (教育奨励事業) (略) (第 5 章 新設)

改正案	現 行
第 30 条 当法人は、社員が設置する<u>静岡県内の私立幼稚園・認定こども園・保育所に勤務する教職員で、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の加入者であるもの（以下「加入者」という。）が退職した場合に支給する退職手当に必要な資金を給付する事業（以下「退職手当資金給付事業」という。）を行う。</u> <u>（事業に参加できる法人）</u> 第 31 条 退職手当資金給付事業に参加できる法人は、以下のとおりとする。 (1) <u>当法人の社員</u> (2) <u>上記 (1) 以外で、既に前条の事業に参加している法人（令和 8 年 4 月 1 日以降に社員資格を喪失した法人を除く。）</u> (3) <u>当法人</u> 第 2 節 申込、辞退及び異動報告 <u>（申込の手続）</u> 第 32 条 退職手当資金給付事業に参加する法人（以下「事業参加法人」という。）は、別に定める申込書により申し込みしなければならない。 <u>（資格の喪失）</u> 第 33 条 事業参加法人は、次の各号の一に該当するときは、退職手当資金給付事業の対象から除かれる。 (1) <u>辞退</u> (2) <u>定款第 6 条第 2 項に規定する負担金の納付を 6 箇月以上滞納した場合</u> (3) <u>その他理事会において不適当と認めた場合</u> <u>（辞 退）</u>	

改正案	現 行
<u>第 34 条 退職手当資金給付事業の対象から辞退しようとする事業参加法人は、その理由を付して別に定める辞退届を提出し、理事会の承認を受けなければならぬ。</u> <u>(債務の弁済)</u> <u>第 35 条 前条の規定により、退職手当資金給付事業から除かれた事業参加法人が当法人に債務を負っている場合は、直ちにその債務を弁済しなければならぬ。</u> <u>(異動報告)</u> <u>第 36 条 事業参加法人は、教職員又は当該事業参加法人に関し、次の各号に掲げる事由が生じたときは、10 日以内に事業団に報告する際併せて別に定める異動報告書を当法人に提出しなければならない。既に報告した事項に誤りがあり、これを訂正する場合も同様とする。</u> <u>(1) 教職員が新たに事業団の加入者としての資格を取得し、又は喪失したとき。</u> <u>(2) 教職員の氏名に変更があったとき。</u> <u>(3) 事業参加法人の名称、住所又は代表者に異動があったとき。</u> <u>(4) 事業参加法人が新たに園を設立し、廃止し又は園の名称若しくは位置を変更したとき。</u> <u>(5) 事業参加法人が解散又は合併したとき。</u> <u>2 事業参加法人は、私立学校教職員共済法施行規則(昭和 28 年文部省令第 28 号)第 1 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、事業団に給与の月額について届け出をする際併せて別に定める届出書を当法人に提出しなければならない。既に届け出た事項に誤りがあり、これを訂正する場合も同様とする。</u> <u>3 前 2 項の規定は、事業団に報告をし、又は届出をする必要のない事業参</u>	

改正案	現 行
<u>加法人又は教職員について準用する。</u> <u>(休職等の特例)</u> <u>第 37 条 事業団の加入者であった者が、在職中に休職又は停職その他これらに準ずる事由により給与の全部又は一部の支給を受けなくなったことにより事業団の加入者の資格を喪失した場合においても、現実に退職するまでは、当該事業団の加入者であるものと見なしてこの規則を適用する。</u> <u>2 前項の給与の全部又は一部を減じて支給を受ける者の負担金額の算定は、休職中又は停職前の標準給与月額を基礎とする。</u> <u>3 事業参加法人は、教職員の休職、停職又はその他の事由により負担金の納入を中断しようとするときは、当法人に報告書を提出しなければならない。その事由が止み、納入を復活する場合も同様とする。この場合において、中断期間とは、中断開始日の前日の属する月の翌月から中断終了日の翌日の属する月の前月までとする。</u> <u>4 当法人は、前項の報告書を受理したときは、これを審査し、報告事由が適当と認めたときは、確認報告書を事業参加法人に送付するものとする。</u> <u>第 3 節 退職手当資金の給付</u> <u>(退職手当資金の給付)</u> <u>第 38 条 第 30 条の規定による退職手当資金（以下「資金」という。）は、教職員が退職した場合（死亡による退職を含む。以下同じ。）に、その勤務する事業参加法人が退職者又は遺族（退職したものが退職金の支給を受ける前に死亡した場合を含む。）に支給する退職金にあてため当該事業参加法人に給付する。</u> <u>2 遺族の範囲及び給付順位は、国家公務員等退職手当法（昭和 28 年法律</u>	

改正案	現 行
第182号) の例によるものとする。 3 事業参加法人が支給する退職金の額は、第1項の資金の額を下廻ってはならない。 (資金の額) 第39条 当法人が給付する資金の額は、退職した者の平均標準給与の月額に、別表1の左欄に掲げる勤続期間に応じ、その右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。 (平均標準給与の月額) 第40条 前条の平均標準給与の月額は、退職の日の属する月から起算してその前3年間の各月における標準給与の月額の合算額の36分の1とし、円未満の額を切り捨てて得た額とする。 2 教職員であった期間が3年に満たない者の平均標準給与の月額は、教職員であった全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除し、円未満の額を切り捨てて得た額とする。 (勤続期間の計算) 第41条 資金算定の基礎となる勤続期間の計算は、事業参加法人の教職員としての引き続きいた在職期間による。 2 前項の規定による在職期間の計算は、事業参加法人の教職員が加入した日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。 3 退職した教職員が他の事業参加法人に就職し引き続き勤務した場合、当該教職員は退職しなかったものとみなし、前後の在職期間は引続いた在職期間とすることができる。この場合当該教職員は、前任及び後任の事業参加法人（以下「関係事業参加法人」という。）の許可を受け、かつ、関係事業参加法人は事態発生日から10日以内に所定の手続きを行うものとし、当	

改正案	現 行
<u>法人は事業参加法人に対して当該退職に係る資金の給付を行わない。</u> 4 前3項の規定による在職期間のうちに、事業参加法人が当法人に納付すべき負担金について未納の期間があるときは、その未納の期間に係る月数は、前3項の規定により計算した勤続期間から控除する。 5 教職員の休職、停職又はその他の事由により負担金の納入を中断したときは、その中断期間は勤続期間より控除する。 (資金の給付制限) 第42条 資金は次の各号の一に該当する場合は給付しない。 (1) 教職員が懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分により退職した場合 (2) 教職員が刑事事件に関し起訴され、当該判決の確定前に退職した場合。ただし、禁固以上の刑に処せられなかった場合は、判決確定後にこれを給付する。 2 前項の規定に該当するものがあるかどうかは、当法人の理事長が認定する。 (資金の請求手続き) 第43条 事業参加法人が資金の給付を受けようとするときは、別に定める請求書を当法人に提出しなければならない。 (裁定等) 第44条 当法人は、請求書を受理したときは、これを審査し、資金を給付すべきものと認めたときは、速やかに退職手当の給付裁定及び送金通知書を事業参加法人に交付する。 2 前項の場合において、審査の結果、資金を給付することができないと認めたときは、書面で、かつ、理由を付してこれを事業参加法人に通知する。 (領収書の提出)	

改正案	現 行
<u>第 45 条 資金を受領した事業参加法人は速やかに当法人に領収書を提出しななければならない。</u> <u>(辞退等の場合に交付する交付金)</u> <u>第 46 条 事業参加法人が第 33 条の規定により事業の対象から除外された場合においては、当該事業参加法人が当該資格喪失の際、現に勤務している教職員に支給する退職手当資金の半額に相当する額(以下「交付金」という。)を当該事業参加法人に交付する。</u> <u>2 第 33 条第 1 号に規定する理由が、事業参加法人の廃園による場合は、退職手当資金の全額を交付する。</u> <u>3 前項の交付金は、資格を喪失した日から 1 年を経過する日(以下「据置期間」という。)までは支払いを行わない。</u> <u>第 4 節 みなし退職</u> <u>(みなし退職者)</u> <u>第 47 条 事業参加法人に勤務する教職員(第 56 条第 1 項の負担金納付対象者に限る。)で満 65 歳に達した年の年度末を経過した者をみなし退職者という。</u> <u>(みなし退職手当資金の給付)</u> <u>第 48 条 第 30 条の規定による退職手当資金は、みなし退職者に支給する退職金に充てるために当該事業参加法人に給付する。</u> <u>(引き上げの制限)</u> <u>第 49 条 退職手当資金の算定上、みなし退職前の標準給与月額の 3 等級以上の引き上げを認めない。</u>	

改正案	現 行
<u>第5節 資金管理・運用</u> (資金管理・運用) 第50条 退職手当資金給付事業等にかかる資金の管理は、当座の支出にあて るため必要、かつ、最小限度の現金又は短期の預金として保有するほか は、長期の銀行等預金、国債、地方債、外国債券等の有価証券投資などの 方法により、安全、かつ、有利に運用しなければならない。 2 資金運用については、別に定めるところにより、的確な運用に努めるも のとする。 <u>第6節 退職手当資金給付事業補則</u> (虚偽の排除) 第51条 事業参加法人が当法人に提出する文書に虚偽の記載をした場合に は、既に給付した資金を返還させ、又はその給付を停止することができる。 (調査等) 第52条 当法人は、負担金又は退職金に係る事業等につき必要があると認 める場合には事業参加法人の帳簿書類を調査し、又は必要な報告を求める ことができる。 (審査の請求) 第53条 当法人の処分に対して不服のある事業参加法人は当法人に対し文 書をもって審査の請求をすることができる。ただし、不服申し立ての事項 が軽易なものと認められるものについては口頭によることができる。 2 前項の規定による審査の請求があつたときは、当法人はその請求を受理 後、速やかに審査して裁決してなければならない。 3 裁決は、文書により、かつ、理由を付して行うものとする。	

改正案	現 行
<u>(子ども・子育て支援新制度施行に伴う加入の継続)</u> 第54条 <u>幼保連携型認定こども園を設置することを目的として、その勤務する教職員が退職資金給付事業の対象となっていた私立幼稚園を社会福祉法人に対して事業譲渡した場合等において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第404号。以下「経過措置政令」という。）第7条の規定により社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。次項において「共済法」という。）に規定する被共済職員（次項において単に「被共済職員」という。）とならなかった当該社会福祉法人の教職員については、第30条に規定する加入者とみなし、加入の継続を認め、退職手当資金給付事業の対象とする。</u> 2 <u>幼保連携型認定こども園を設置することを目的として、共済法に規定する共済契約対象施設等であった社会福祉法人の設置する幼稚園又は保育所を学校法人に対して事業譲渡した場合等において、経過措置政令第6条の規定により引き続き被共済職員となる者については、加入を認めない。</u> 第6章 社員の会費等 (会費) 第55条 定款第6条第1項に規定する会費の金額は、社員の設置する園(加盟園)1か園当たり月額4,600円に、その園に毎年5月1日に在籍する園児1人当たり月額70円を加えた額とする。なお、新たに当法人に入会する社員は、入会時の会費として別に3万円を納入しなければならない。 2 (略)	第4章 社員の会費 (会費) 第30条 会費の金額は、社員の設置する私立幼稚園1か園当たり月額4,600円に、その幼稚園に毎年5月1日に在籍する園児1人当たり月額70円を加えた額とする。なお、新たに当法人に入会する社員は、入会時の会費として別に3万円を納入しなければならない。 2 (略)

改正案	現 行
<u>(負担金)</u> 第 56 条 定款第 6 条第 2 項に規定する負担金の金額は、<u>私立学校教職員共済法</u> (昭和 28 年法律第 245 号。次項において「<u>私学共済法</u>」という。) 第 22 条第 1 項の規定に基づき作成した別表 2 により定められた教職員それぞれの標準給与の月額に、1000 分の 62 を乗じて得た額の合計額とする。 2 前項の標準給与の月額を定める場合の給与の範囲は、<u>私学共済法</u>第 21 条の定めによる。ただし、通勤手当 (通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車、自転車等を使用することを常例とする教職員に支給する手当をいう。) を除くものとする。 3 第 1 項の負担金は、その月の分を翌月末までに納付しなければならぬ。 <u>(納付通知書等の送付)</u> 第 57 条 当法人は、社員等が負担すべき前 2 条に規定する会費及び各月の負担金をあらかじめ算出し、その額を納付通知書等に記載して、納期限の少なくとも 10 日前までに社員等に送付するものとする。 <u>(督促及び延滞金)</u> 第 58 条 会費及び負担金を滞納した社員等に対しては、督促状を送付しなければならぬ。 2 社員等は、会費及び負担金を納期限までに納めなかったときは、<u>納期限</u>の翌日から納付日までの日数に応じてその未納金額につき年利 <u>14.6%</u> の割合で計算した延滞金を納付しなければならぬ。 3 前項の延滞金は、次の各号の一に該当するときは、同項の規定にかかわらず、これを徴収しない。 (1) 延滞金の総額が 1,000 円未満であるとき。	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (会費に対する延滞利息) 第 31 条 社員は、会費を納入期日までに納入しなかったときは、<u>納入期日</u>の翌日から納入日までの日数に応じてその未納金額につき年利 <u>18.25%</u> パーセントの割合で計算した延滞利息を納入しなければならない。 (新設)

改正案	現 行
(2) <u>滞納につきやむを得ない事情があると理事長が認めたとき。</u> 4 <u>延滞金の総額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。</u> 第7章 補則 (実施細目) 第59条 (略) (貸付金管理及び協会預け金) 第60条 (略) (規則の変更) 第61条 この規則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならぬ。ただし、第39条、第55条第1項及び第56条第1項を変更しようとするときは、社員総会の決議を経なければならない。	(新設) 第5章 補則 (実施細目) 第32条 (略) (貸付金管理及び協会預け金) 第33条 (略) (規則の変更) 第34条 この規則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならぬ。ただし、第30条第1項を変更しようとするときは、社員総会の決議を経なければならない。

附則 この改正は、公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団との間で締結した合併契約の効力発生日（令和8年4月1日）から施行する。ただし、役員の選任手続きに係る規定は効力発生日後の最初の役員改選に係る手続きから適用する。

第 5 号議案 会計監査人の選任

公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団との合併に伴い、会計監査人の設置が必要となるため、次のとおり会計監査人を選任する。

氏 名	渡邊 喜明
資 格	公認会計士（税理士）
所属事務所	税理士法人ヒカリヲ（静岡市） 代表
任 期	合併契約の効力発生日（令和 8 年 4 月 1 日）から 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで。

第 6 号議案 外部理事及び外部監事の報酬に関する規程

公益認定法の改正に伴い、外部理事及び外部監事の設置が義務付けられることから、その報酬に関する規程を定める。

公益社団法人静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会 外部理事及び外部監事の報酬に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会定款第 24 条第 1 項の規定に基づき、外部理事及び外部監事の報酬の額について定めることを目的とする。

(決定機関)

第 2 条 この規程の改廃は、社員総会の決議による。

(用語の定義)

第 3 条 この規程において、次の用語の意義はそれぞれ各号に定めるところによるものとする。

(1) 外部理事とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 15 号に規定する 1 人以上必要とする理事をいう。

(2) 外部監事とは、認定法第 5 条第 16 号に規定する 1 人以上必要とする監事をいう。

(報酬等)

第 4 条 外部理事及び外部監事はいずれも非常勤とし、その報酬は別表のとおりとする。

附則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

役 職	報 酬 額
外部理事	会議等への参加（1 日）につき、「静岡県特別職の職員等の給与に関する条例」に規定する非常勤の特別職のうち、「附属機関の委員」の日額報酬とする。
外部監事	

<参考>令和 7 年度 日額 11,500 円

報告事項 社員の入退会など

1 社員の入会

設 置 者	園 名	施設種別	所在地	加入年月日
学校法人 十全青翔学園	風の子 こども園	幼保連携型 認定こども園	浜松市浜名区 平口 1973	令和 7 年 4 月 1 日

2 社員の退会

設 置 者	園 名	所 在 地	退会理由	退会年月日
学校法人 相育学園	金谷幼稚園	島田市 金谷根岸町 47 番地の 1	休園のため	令和 7 年 3 月 31 日
学校法人 緑ヶ丘幼稚園	緑ヶ丘幼稚園	浜松市中央区 東伊場 1-24-6	休園のため	令和 7 年 3 月 31 日
学校法人 あすなろ学園	あすなろ 幼稚園	浜松市中央区 遠州浜一丁目 10 番 2 号	休園のため	令和 7 年 3 月 31 日

3 社員である法人が設置する園の新規加入

設 置 者	園 名	施設種別	所在地	加入年月日
学校法人 草分学園	認定こども園 杉の木保育園	幼保連携型 認定こども園	富士市伝法 2837	令和 7 年 4 月 1 日
学校法人 渡辺学園	あつはら こども園	幼保連携型 認定こども園	富士市厚原 754-1	令和 7 年 4 月 1 日

勲章受章者（教育功労）

令和 6 年秋の叙勲

瑞宝双光章

元象山幼稚園園長

（学校法人象山学園理事長）

秋山 斌

（敬称略）

令和 7 年 度
私立学校教育振興功勞知事表彰受賞者

学校法人静岡聖母学園

星園幼稚園 園長

森島 チエ子

学校法人渡辺学園 理事長

たかおかこども園 園長

渡邊 宏行

学校法人静岡豊田学園

静岡豊田幼稚園 園長

宮下 友美恵

学校法人眞蹊樹小林学園 理事長

富士中央幼稚園 園長

小林 直樹

学校法人蒲学園

蒲幼稚園 園長

大貫 ななみ

(敬称略)

令和7年度 永年勤続表彰受賞者

(理事長・園長)

(勤続40年以上)

学校法人法城学園 理事長

こばとこども園 園長

稲葉 俊英

学校法人相愛学園

焼津幼稚園 園長

相田 早苗

(勤続30年以上)

学校法人大里東学園

大里東幼稚園 園長

望月 雅世

学校法人鈴木学園

しらゆり幼稚園 園長

山本 環

学校法人龍の子学園 理事長

座光寺 明

(勤続20年以上)

学校法人広幡学園

広幡こども園 園長

村田 和夫

学校法人高塚学園

認定こども園清水白百合幼稚園 園長

高塚 匡宏

(勤続10年以上)

学校法人大石寺学園 理事長

関 快道

学校法人 大石寺学園

上野幼稚園 園長

吉野 友勝

(敬称略)

議案說明・參考資料

I 教職員研修・研修事業

1 基本研修

研修名		開催日	開催形態	地区	開催場所	参加人数
初任研	第1回	令和6年4月20日(土)	集合会場	全県	グランシップ11F 会議ホール風	166
	第2回	令和6年5月20日(月)～ 7月19日(金)	動画配信	全県		159
	第3回	令和6年6月27日(木)	分散会場(会場独立型)	東部	認定こども園 富士ふたば幼稚園	40
		令和6年6月11日(火)		中部	志太こども園	66
		令和6年6月19日(水)		西部	浜松学院大学付属 愛野こども園	50
	第4回	令和6年11月27日(水)	分散会場(会場独立型)	静東	沼津ヴェルデ 407会議室	31
		令和6年9月24日(火)		静岡市	静岡市立清水岡小学校	35
		令和6年11月14日(木)		静西	プラサヴェルデ沼津 407会議室	35
		令和6年11月29日(金)		浜松市	浜松市私立幼稚園協会	39
	第5回	令和7年2月18日(火)	集合会場	全県	グランシップ11F 会議ホール風	140
理事長・園長等研修		令和6年6月3日(月)	集合会場(ハイブリッド)	全県	Hグランヒルズ	162
		令和7年2月26日(水)ほか	集合会場(後日配信)	全県	Hグランヒルズ	140

1063

2-1 専門研修(会場型)

ミドル研修	令和6年8月7日(水)	集合会場(後日動画配信)	全県	グランシップ11F 会議ホール風	136
ミドルリーダー研修	令和6年8月6日(火)	集合会場(後日動画配信)	全県	グランシップ11F 会議ホール風	128
特別支援教育研修	令和6年7月29日(月)	サテライト型	東部	沼津ヴェルデ 402会議室	58
			中部	グランシップ11F 会議ホール風	162
			西部	アクトシティコングレンス セ ンター 43.44会議室	72
安全管理・危機管理研修	令和6年8月8日(木)	集合会場(後日動画配信)	全県	グランシップ11F 会議ホール風	138
幼児教育の理解・発展推進事業 (静岡県協議会)	令和6年8月5日(月)	集合研修	全県	グランシップ10F 1001-1.2	143

837

2-2 専門研修(動画配信) ※基本的に誰でも受講可能(配信期間は原則として8月～12月(5カ月間))

動画配信1	(フレッシュ研修1)寺地先生	令和6年8月1日(木)～ 9月 30日(月)	概ね1～2年の保育者を想定したスキルアップ研修		233
動画配信2	(フレッシュ研修2)石田先生	令和6年8月1日(木)～ 12月25日(水)	同上		252
動画配信3	(フレッシュ研修3)名倉先生		同上		250
動画配信4	(フレッシュ研修4)山本先生		同上		242
動画配信5	(ミドル研修1)今村先生	令和6年8月20日(火)～ 12月25日(水)	概ね3～5年の保育者を想定したスキルアップ研修 (ミドル(会場研修)の内容(動画)を配信)		170
動画配信6	(ミドルリーダー研修1)山下先生	令和6年8月20日(火)～ 12月25日(水)	概ね5年以上の保育者を想定し、主にマネジメントやファシリテーション等のスキルアップ研修(ミドルリーダー(会場研修)の内容(動画)を配信)		198
動画配信7	(ミドルリーダー研修2)若月先生		同上		173
動画配信8	(リーダー研修1)箕輪先生	令和6年8月1日(木)～ 12月25日(水)	主任者や園長を想定し、主にマネジメントやファシリテーション等のスキルアップ研修		240
動画配信9	(リーダー研修2)上垣内先生		同上		183
動画配信10	(乳幼児教育1)瀧先生		乳幼児の発達理論に基づいた研修		386

研修名	開催日	開催形態	地区	開催場所	参加人数
動画配信11 (乳幼児教育2)木下先生	令和6年8月1日(木)～ 8月30日(金)	同上			438
動画配信12 (安全管理・危機管理1)西田先生	令和6年8月20日(火)～ 12月25日(水)	防災・防犯・感染症対策を含めた安全管理・危機管理の研修(会場研修の内容(動画)を配信)			339
動画配信13 (安全管理・危機管理2)木宮先生		同上			273
動画配信14 (特別支援教育研修1)内山先生	令和6年8月20日(火)～ 12月25日(水)	特別な支援を必要とする幼児の発達に関する知識、理解を深める研修(会場研修の内容(動画)を配信)			37
動画配信15 (特別支援教育研修2)茂井先生		同上			42

3,456

3 特別研修

公開保育研修	令和6年9月20日(金)	分散会場(会場独立型)	全県	静岡聖母幼稚園	50
	令和6年11月12日(火)			やよい幼稚園	54
	令和6年10月4日(金)			山名幼稚園	32
実技研修	令和6年5月～令和7年1月	分散会場(会場独立型)	各地区の会場		1158

1294

計 6,650

I-2 健全経営等推進事業

(1) 理事長・園長等研修会（教職員研修事業と再掲）

開催日	会場	参加者数
令和6年6月3日（月）	ホテルグランヒルズ静岡	114人（会場） 各園へのライブ配信あり
内 容		
研修1 「私立幼稚園におけるBCP策定のコツ ～大規模災害発生！その時あなたはどうか動く？～」 講師 株式会社フォーサイトコンサルティング 代表取締役社長 浅野 睦（まこと）氏 研修2 「子どもたちは未来ー脳神経科学から見た学習と教育ー」 講師 東京大学先端科学技術研究センター 先端研フェロー・ボードメンバー 小泉 英明 氏		

開催日	会場	参加者数
令和7年2月26日（水）	ホテルグランヒルズ静岡	112人（会場） 後日配信あり
内 容		
研修1 「静岡県の私学振興と新年度予算、私立学校法の改正について」 講師 静岡県スポーツ・文化観光部私学振興課 担当班長 研修2 「子ども子育て支援新制度と新年度予算」 講師 静岡県健康福祉部こども未来課長 松本 文 氏 研修3 「改めて地域防災を考える」 講師 国立研究開発法人防災科学技術研究所総合防災情報センター長 筑波大学 教授 臼田 裕一郎 氏		

(2) 経営支援情報等の発信

発信日	主な内容	発信方法等
令和6年7月30日	・私立学校法改正に伴う寄附行為変更の進捗状況確認表 ・特定免許失効者管理システムの登録手順	ホームページ 園あてメール
令和6年10月7日	・こども誰でも通園制度の概要	園あてメール
令和6年11月11日	・静私幼だより試行版（経営者向け）	園あてメール
令和6年12月26日	・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準案に関する意見の募集	ホームページ 園あてメール

発 信 日	主な内容	発信方法等
令和 7 年 2 月 12 日	・ 静私幼だより試行版 2（経営者向け）	園あてメール
令和 7 年 2 月 14 日	・ 経営課題アンケートの実施	園あてメール
令和 7 年 2 月 21 日	・ 健康保険証の廃止に伴う対応	園あてメール
令和 7 年 3 月 17 日	・ 経営実態調査結果報告書	ホームページ 園あてメール
令和 7 年 3 月 28 日	・ 経営課題アンケートの結果	園あてメール

（３）教員養成校との意見交換会

開 催 日	会 場	参 加 者 数
令和 7 年 1 月 20 日(月)	グランディエール ブクトーカイ 4階 シンフォニー	教員養成機関 15 校 20 人 振興協会 57 園 62 人
内 容		
講演 「若者や職員の気持ちをつかむ、モチベーションを上げるヒント！」 講師 東京家政大学短期大学部保育科 教授 尾崎 司 氏 講演終了後、グループに分かれて、最近の学生が望む職場像、就職状況、実習のあり方などについて、活発な意見交換を行った。		

（４）次世代リーダー養成研修会

開 催 日	会 場	参 加 者 数
令和 7 年 2 月 17 日（月）	JR 静岡駅ビル パルシェ会議室 7 階第 2・3 会議室	37 人
内 容		
研修 「幼稚園・認定こども園の事故対応と保護者対応」 講師 小田原三の丸法律事務所 弁護士 村松 謙 氏		

（５）就職フェア

開 催 日	会 場	参 加 者 数
令和 7 年 3 月 25 日(火)	プラサヴェルデ コンベンションホール B (沼津市)	主に東部の園 22 園 学生等 41 人
令和 7 年 3 月 26 日(水)	アクトシティ浜松 展示イベントホール(浜松市)	主に西部の園 48 園 学生等 80 人
令和 7 年 3 月 27 日(木)	清水テルサ テルサホール（静岡市清水区）	主に中部の園 22 園 学生等 28 人

(6) 厚生労働省の補助金を活用した人材確保事業

項 目	内 容
各種SNSを 活用した情報発信	私立幼稚園・認定こども園で働くことに興味・関心を持たせるため、若者が常時使用しているSNS（Instagram、X、T i k T o k）の媒体を活用して、魅力ある発信を集中して行った。 ・期 間 令和7年1月1日～31日
交通広告	県内主要駅に広告を掲載して人材募集の情報発信を行った。 ・掲載場所 J R 静岡・草薙駅、静岡鉄道全駅 ・期 間 令和7年1月1日～31日

Ⅱ 地域の子育てを支援する事業

(1) 子育て家庭への情報発信「子育て情報コラム」

発 信 日	主な内容	発信方法等
令和7年1月29日	こども家庭庁の「こども基本法」や、「はじめての100か月の育ちビジョン」に関するコラムを掲載	ホームページ

Ⅱ 地域子育て支援事業 (2) 子育てフェア

地区	事業名	事業内容	開催日	場所	参加者
駿豆・沼津	子育てフェア「いきいきフェスティバル」、「あそびのひろば」	幼稚園・認定こども園の機能・役割の周知等のため、園職員によるダンスや大道芸鑑賞等を一堂に会して行ったほか、実施可能な幼稚園において、手遊びや歌、縄跳び、親子での見立て遊び、大型紙芝居などのふれあい活動を実施した。	R6年9月23日、 R6年9月1日 ～R7年2月28日	裾野市民文化会館、各幼稚園	在園児・未就園児と保護者 約450人
	親子すこやか子育てフェア「おやこんぼ with ROCO」	子育てに対する喜びと関心、おやこんぼへの理解を深めることを目的に、子ども番組に楽曲提供などを行っているシンガーソングライターROCOとバンドメンバーによるコンサートを実施した。	R7年1月11日	プラザヴェルデ	在園児・未就園児と保護者 752人
富士・富士宮	子育てフェア「こどもの国であそぼう」	シールラリーを通して親子で自然を感じたり、身体を動かしたりして、他の私立幼稚園の親子や教職員とも関わりを深める機会とした。	R6年10月19日	富士山こどもの国	在園児・未就園児・保護者・教職員 約3,000人
	子育てフェア「2024富士宮地区子育てフェア IN 富士山こどもの国」	親子で自然物や音楽に触れ合う体験活動などの他、各園における人形劇観劇、大道芸参観、ミニコンサートなどを実施した。	R6年5月18日	富士山こどもの国	在園児・未就園児と保護者 1,250人
清水・静岡	親子すこやか子育てフェア第30回「新春親子風揚げ大会」	日本の伝統行事に触れながら、私立幼稚園が地域の子育て支援を行っていることの周知と親子・家族で行事に参加できる家庭教育の機会を提案するため、風揚げを家族で楽しんだ。	R7年1月11日	三保灯台前海岸一帯	年長児・未就園児と保護者 約800人
	第28回「私立幼稚園子育てフェア IN SHIZUOKA」	静岡地区加盟園全36カ園の教師が一堂に会し、各園が工夫して準備したブースで、在園児や未就園児の親子との遊びを通して親子で触れ合う楽しさや子育ての喜びを感じられるよう支援した。	R6年11月21日	駿府城公園	在園児・未就園児と保護者 約11,000人
焼津・藤枝	焼津地区子育てフェア「チャイルドチャレンジ大会2024」	昨今の社会情勢の変化により、共働きの世帯が増加傾向にある中、親子で過ごす時間も減少傾向であるため、私立幼稚園の教職員が中心となり、親子や友だちと触れ合える場を提供して地域の子育てについて広く支援した。	R6年11月8日	焼津市総合体育館	在園児・未就園児と保護者513人
	R6子育てフェア IN FUJIEDA	子育て世代の交流を進め、家族の絆や地域の子育て力の向上を図るとともに、幼児教育の重要性和魅力の発信に努めた。	R6年8月19日 ～8月20日	藤枝市民体育館 体育館・武道館	在園児と保護者 777人

地区	事業名	事業内容	開催日	場所	参加者
島田・ 榛南・ 遠州	親子すこやか子育て フェア	体操やお絵かき、粘土遊びなど親子で体験することにより、幼児教育・保育に関心と理解を促し、地域の子育て層同士が出会い、つながる機会を創出した。	R6年6月15日	ちどり幼稚園、さわやかアリーナ袋井市総合体育館	在園児・未就園児と保護者1,030人
浜 松	第23回親子ふれあい 子育てフェスティバル	私立幼稚園・認定こども園の機能と役割を市民の皆様にアピールして理解を深めるとともに、地域の幼児教育センター的活動として子育てを支援した。	R6年6月29日	アクトシティ浜松	在園児・未就園児と保護者約5,000人

(3) 子育て相談・情報提供事業

地区	事業名	内 容	開催日	場 所	参加者
駿豆・沼津	子育て相談・情報提供事業	○子育て相談・情報提供事業「あそびのひろば」 私立幼稚園・認定こども園の地域における役割をアピールし、多くの未就園児を持つ家庭に幼児教育の大切さを理解してもらうとともに、育児相談窓口を設置して、未就園児を育てる世帯の悩みや状況を聞くことによって、園児の世帯が抱える問題を探った。	R6年9月1日 ～R7年2月28日	各幼稚園	未就園児と保護者 150人
	子育て相談・情報提供事業	○おやこんぼコンサートにおける子育て相談・情報提供 おやこんぼコンサートの会場内に相談スペースを設けて気軽に立ち寄っていただき、それぞれが抱える悩みや相談に応じ、併せて情報提供等を行った。	R7年1月11日	プラサ ヴェルデ	在園児・未就園児の保護者など 5組
		○各園における子育て相談・情報提供 各園で育児相談について保護者の質問や相談に答える体制をつくり、園内の空いている部屋などでベテラン教員などが対応した。	R6年6月～R7年3月	各幼稚園	在園児・未就園児の保護者など 43組
富士・富士宮	子育て相談・情報提供事業	○すこやか子育て応援団 6月から12月の期間、各幼稚園の人材・施設・地域性などの特性を活かし、子育て応援（園庭開放、未就園児保育、子育て相談等）の事業を実施した。	R6 6月～12月	各幼稚園	在園児・未就園児の保護者など 約3,000人
		○子育て支援事業 PTA連合会と連携し、魔法のシャボン玉ショーを開催し、希望する親子が参加して親と子の触れ合いを深める機会を提供した。	R7年 1月～2月	各幼稚園	在園児・未就園児の保護者など 約2,000人
	子育て相談・情報提供事業	○各園における子育て相談・情報提供 ・協会のカウンセラー制度を各園が保護者に周知し、気軽に相談できるようにした。 ・未就園児を持つ保護者に園庭・園舎の開放日を設けて、お祭り等の園行事に参加したり、人形劇等に観劇やイベントに参加したり、親子で楽しみを感じる機会を提供した。	R6年4月～R7年2月	各幼稚園	在園児と保護者、未就園児親子 約500人
清水・静岡	子育て相談・情報提供事業	○新春親子凧揚げ大会における子育て相談会 日本の伝統行事に触れながら、私立幼稚園・認定こども園が地域の子育て支援を行っていることの周知と親子・家族で行事に参加できる家庭教育の機会を提案するため、凧揚げを家族で楽しんだ。 その会場内において子育てアドバイザーによる「子育て相談会」と「子育て情報提供」を同時に実施した。	R7年1月11日	三保灯台前 海岸一帯	年長児・未就園児と保護者 約800人
	子育て相談・情報提供事業	○子育てフェアにおける「子育て何でも相談」 地区内36カ園の教員、在園児・未就学児親子が遊びを通して触れ合う子育てフェア会場において、子育て支援カウンセラー・園長による「子育て何でも相談」を実施。同時にカウンセラーによるカウンセリング開催案内や子育てに関するパンフレットを配布した。	R6年11月21日	駿府城公園	在園児と保護者 フェア参加者 約15,000人 うち相談者8組
		○すこやか子育てコンサート 在園児の保護者を対象に、保護者のリフレッシュと子育てへの意識を高める機会を提供するためコンサートを開催し、子育て支援パンフレットや子育て支援カウンセリング案内チラシを配布するなど情報を提供した。	R6年11月26日	静岡音楽館 A O I	在園児の保護者 約200人

地区	事業名	内 容	開催日	場 所	参加者
焼津・藤枝	子育て相談・情報提供事業	○子育て相談ブースの設置 育児の悩みや就園中の対人関係等普段相談をする機会が少ない保護者を対象に子育て相談会の場を設けることで、育児の悩みなどが少しでも軽減できることを目的とした。	R6年11月8日	焼津市総合体育館	在園児・未就園児と保護者513人うち相談者3組
	子育て相談・情報提供事業	○子育て支援講演会 ・藤枝警察署交通課職員を講師に招き「おとなとこどもの交通事故防止」と題して講演会を開催した。 ・藤枝MYFC須藤大輔監督を講師に招き「夢をかなえる」と題して講演会を開催した。 また、別室にて子育て相談と子育て支援に関する情報提供を実施した。	R6年6月7日、11月12日	藤枝市役所岡部支所、藤の瀬会館	在園児の保護者及び教職員352人
島田・榛南・遠州	子育て相談・情報提供事業	○子育て教育相談・情報提供 幼児教育・保育に関心と理解を促し、地域の子育て層同士が出会い、つながる機会を創出し、子育ての悩み等、一人ひとりの相談事に丁寧に対応した。 また、幼児の足裏測定を行い、データを基に、足の機能に関する知識、靴の選び方、運動の仕方等を講演会を通じてアドバイスを行った。	R6年6月15日、R7年1月22日	ちどり幼稚園、さわやかアリーナ袋井市総合体育館、その他各幼稚園	在園児・未就園児と保護者593人ほか
浜松	子育て相談・情報提供事業	○研修会を通しての子育て支援（PTA会長研修会） （㈱河合楽器製作所カワイ体育教室の神場寛史氏を講師として招き、「親子でできる運動あそび」と題して講演を実施した。 幼児期における運動あそびの必要性や親子運動の紹介をして、新聞紙や風船などを使った親子遊びの実技を披露していただいた。	R6年6月24日	アクトシティ浜松研修交流センター	浜松市私立幼稚園PTA会長 33人
		○教育講演を通しての子育て支援（PTA会員研修会） NPO法人減災教育普及協会理事長江夏猛史氏を講師として招き、「子どもたちの未来を守る減災教育～浜松市の保護者がいま知るべきこと～」と題して講演を実施した。 災害中にできることや今後準備しておくことなど、資料やパワーポイントを活用した講演で、講演の最中に避難訓練もあり、臨場感も高まった。	R6年11月18日	浜松市福祉交流センター	浜松市私立幼稚園PTA会員 85人

合併契約書

公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会（以下「甲」という。）と公益財団法人静岡県私立幼稚園運営基金財団（以下「乙」という。）は、合併に關し、次のとおり契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続法人、乙を吸収合併消滅法人として合併する。又、吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の名称及び住所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続法人

名称 公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会
住所 静岡県静岡市駿河区浅井町2番26号 静岡県私立平会館内

（2）吸収合併消滅法人

名称 公益財団法人静岡県私立幼稚園運営基金財団
住所 静岡県静岡市駿河区浅井町2番26号 静岡県私立平会館内

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、令和5年4月1日とする。ただし、合併手続きの履行にむき必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

（法人名称の変更）

第3条 効力発生日から、吸収合併存続法人の名称を「公益社団法人静岡県私立幼稚園・財団」とも関係名称に定める。

（合併承認）

第4条 甲は社員総会において、乙は評議員会において、効力発生日の前日までに本契約の承認を得るものとする。

（法人財産の承継）

第5条 甲は、効力発生日において、乙の資産、負債その他の権利義務の全部を承継する。

（財産管理業務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の履行及び財産の管理運営を行い、その利益及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行わず場合には、あらかじめ甲及び乙が協議の上これを行う。

（附属の経過）

第7条 甲は、効力発生日において、乙の職員を甲の職員として引き継ぐものとする。この場合において、勤続年数は乙における年数を連続する。

（合併条件の変更等）

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、本契約書その他の事項により、甲又は乙の財産もしくは事業運営に重大な変動を生じたときは、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（本契約に定めのない事項）

第9条 本契約に定める事項のほか、合併に關し必要な事項は、本契約の趣旨に照し、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年3月3日

甲 静岡県静岡市駿河区浅井町2番26号 静岡県私立平会館内
公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会
理事長 千葉 一雄



乙 静岡県静岡市駿河区浅井町2番26号 静岡県私立平会館内
公益財団法人静岡県私立幼稚園運営基金財団
理事長 河合 依子

